



災害時における復旧作業援助者の
宿泊に関する覚書

令和元年7月3日 締結

一般社団法人 仙台建設業協会

松月産業株式会社

災害時における復旧作業援助者の宿泊に関する覚書

一般社団法人 仙台建設業協会（以下、甲という）と松月産業株式会社（以下、乙という）は、甲と一般社団法人 浜松建設業協会が締結している災害時における相互援助協定に基づき、復旧作業のために仙台市内に來訪する援助者の宿泊に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、仙台市において大規模災害が発生した時に、仙台市内に來訪する援助者の宿泊に関し迅速にサービスを提供し、復旧に寄与することを目的とする。

（宿泊場所）

第2条 宿泊場所はホテルグリーンライン（仙台市青葉区支倉町1-20）とする。ただし、災害等で宿泊できない場合もしくは、宿泊室が不十分な場合、乙は宮城県建設産業会館に近い系列のホテルを用意することに努めるものとする。

（宿泊者）

第3条 一般社団法人 浜松建設業協会の会員会社の社員とする。ただし、宿泊可能人数に余裕がある場合は、それ以外の援助者も含むものとする。

（宿泊期間）

第4条 仙台地方に大災害が発生した日、もしくは翌日を初日とし概ね1ヶ月とし、その後は甲乙協議によるものとする。

（宿泊人数）

第5条 概ね初日は最大10名、二日目以降は最大35名とし、一週間交代で宿泊する。

（提供するサービス）

第6条 援助者は、素泊まりを想定し、乙が食事提供できるまで食事を自前で確保する。

2 前項のため、乙は当該ホテル敷地内もしくは、系列のホテルの敷地内で火を使える場所を提供することに努めるものとする。

3 援助者は、宿泊場所において、電気・ガス・水・湯・風呂の使用不可及びリネン類の交換の不可を了解する。

4 乙は、当該ホテル敷地内もしくは、系列ホテルの敷地内に駐車場を確保す

ることに努めるものとする。

5 甲は以上のサービスを一般社団法人 浜松建設業協会に対し事前に周知しておくものとする。

(宿泊料金)

第7条 一泊7, 500円(税別)を基本とし、宿泊したホテルのランク及び提供したサービスにより、甲乙協議し決定する。

(宿泊費の支払い)

第8条 発災より72時間以内の宿泊費は、一般社団法人 浜松建設業協会が支払う。その場合、甲が保証人となる。

2 72時間以降の宿泊費は、甲が支払う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、この覚書に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲は事務局長 青田茂雄、乙は取締役 田所成章をもって充てる。

(協議)

第10条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

(覚書の有効期間)

第11条 本覚書は、覚書締結の日から効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年7月3日

甲 一般社団法人 仙台建設業協会

会長 深松



乙 松月産業株式会社

代表取締役 今中 美恵

